

# 住まい・ル新聞

日本ステンレス工業株式会社

発行/日本ステンレス工業株式会社  
〒409-0617 山梨県大月市猿橋町殿上630-1

電話=0554-22-2500

FAX=0554-22-5234

Vol.174 2014

3月号

## 消えて行く 学校 井上 豊

六、【試業制度】

：続き

前書ノ通り小学生徒試験日割ヲ以テ御達シ相イ成り候ニ付イテハ、猿橋小学校生徒召シ連シ、同時鳥沢学校へ昇校コレアルベク候。花咲、真木両校ノ義モ同様、初狩学校へ昇校コレアルベク候。依テハ各村正副御中ノ義ハ小篠村ヨリ大月村マデ、鳥沢学校へ出校、花咲、真木両校ハ初狩学校へ出校ナサレ候なり。追テ各村名下へ押印ノ上、至急順達コレアルベク候ナリ。

副区長

県の学務掛から試験を行う日程が発表された。畑倉学校の生徒は、十一月二十九日、鳥沢まで出て向いて行って試験をうけることになった。鳥沢、宮谷、葛野、猿橋の生徒と一緒に試験を受けるわけである。

開校して半年しか経っていない状態で施設や設備、教授の内容や方法なども十分軌道に乗っていないことが想像される中での、しかもなかば公開の試験である。かなり強い権力的な実施であったといえる。

試験の中身や当日の状況などを知る手がかりは残されていない。いつの時代もそうであろうが、試験のための備えが特訓というようない、あわわれたに違いない、あわただしさを感じとることができそうである。

これより十五年ほど後になるが、第二部の「畑倉小学校沿革誌」をみると、明治二十二年に大試験がおこなわれている。受験生百三十二人、及第正百三十一人、そのうち再試験二人、落第生一人、全校平均八十四点六分とかなり高得点をマークした記録がある。これは、学制公布の頃の試業制度とは時代のずれから内容も異なっていると思われるが、それにしても国家的な権力をもって教育内容のチェックに意欲をみせた伝統が残されている状況が十分看取される。これは戦後の全国学力統一テストにつながることもいえよう。

「百年史」によると、試験には定期、臨時の二種類があり、定期試験には小試・大試があった。小試験は毎月末かあるいは一学期に三回以上おこない、学校長、首座教員が施行し、大試験は毎学期末に県官、郡吏が施行

また監督した。第三部の「試験対照」を参照してみれば、明治二十二年のものであったも当時の試験がどんなものであったか推測できそうである。

県令公、今十八日御発駕、御坂越へ吉田学校御着、二十日谷村同所隣校トモ御試験済ミノ上ソレヨリ当村始メ、上野原学校ヨリ道中筋御試験、御帰序ノ由達シコレアル旨申シ進メ候。ツイテハ就学、不就学取調帳至急御差シ出シナサレ、拙者儀方二十日谷村出府イタシ候間、ソノ節右帳簿差シ上ゲ候様イタシタクノ段申シ入レ候ナリ。

十一月十八日

小篠村より  
真木村まで

県令藤村紫朗が御坂峠を越えて吉田を視察し、谷村に到着。いよいよ大月、北都留地区に來るという知らせがきた。十一月二十一日、第八区ではこの巡回試験に対して、猿橋村より真木村までの間を、道路清掃や修繕に念を入れるよう関係の正副戸長に申し入れた。当時の交通事情は天候に左右されたであろうが、大

体予定通りの日程で巡回したことがわかる。資料によると、二十二日、南都留郡小沼の地で、学務掛が行く先々の村に対して、試験係を含め六名の人員を出すよう指令している。荷物の順送り運搬をするためである。これからみると、かなりの行列だったと思われる。こうして明治新政府の教育施策は、急ピッチで末端の村々へ教育内容の充実と定着を目指して実行されていった。そこに多少の性急さがみえるのは、やむを得ない状況と思案されるが、一応これで学制の形式と内容は整（ととの）ったことになる。

### 七、【学校記念日】

畑倉小学校が開校したのは、明治七年である。学校に残されている沿革誌では、明治七年五月二十一日、下畑倉井山の威徳寺を仮校舎として授業が行われたことになっているが、「山梨県史」によると、七月二十日でのずれがでていいる。その部分を抄出してみよう。

開業日 五月二十日  
校名 畑倉

郡区 都留九  
学校所属町村名 畑倉・岩殿・奥山・強瀬・浅利

学区取締人 落合弥十郎  
学校付属正副 戸長人員 十三名  
\*明治七年第一大学区  
山梨県下公学校表

名称 畑倉  
学科 小学  
位置 賑岡村  
設立日 五月二十日  
教員数 二人  
授業料 二人  
生徒数 男 百二十六  
女 四十一

\*明治八年第一大学区  
山梨県下公学校表  
名称 畑倉  
学科 小学  
位置 賑岡村  
設立日 五月二十日  
教員数 二人  
授業料 二人  
生徒数 男 百二十六  
女 四十一

\*明治九年第一大学区  
山梨県下公学校  
名称 畑倉  
学科 小学  
位置 賑岡村  
設立日 五月二十日  
教員数 二人  
授業料 二人  
生徒数 男 百二十六  
女 四十一

主者 落合弥十郎  
\*明治九年第一大学区  
山梨県下公学校  
名称 畑倉  
学科 小学  
位置 賑岡村  
設立日 五月二十日  
教員数 二人  
授業料 二人  
生徒数 男 百二十六  
女 四十一

### 下等小學校第七級卒業候事

山梨縣

つまり、公式の記録によると本校の創立記念日は、五月二十日である。五月二十一日とする学校側の根拠は、沿革誌から見いだせない。しかも、沿革誌の記すところによれば、創立の時期の資料が極めて乏しいことが憂慮（ゆうりよ）されるなかで、明治二十年代から三十年代にかけて、沿革誌の起草が試みられていることから、五月二十一日の創立記念日は疑わしくなる。

しかし、学校創立記念日が伝統的な行事としておこなわれてきた以上、県史の記録を直ちに正当と変更することも一考を要する問題である。県史に明治七・八・九年と設立日が五月二十日になっているとはいえず、手違いや誤りがなかったとは言いがたいからである。地元には確かな資料でもあれば別であるが、毎年お

こなう学校の創立記念日を慣例としておこなってきたであろうことを尊重して、異説を発見したということだけにとどめておきたい。

なお、大正十四年刊行の「北都留郡誌」は五月二十一日としている。

八、【登下校】

通学にかかわるものを取り上げてみよう。今も昔も変わらぬ一面があって面白い。

各区 正副区長  
同 戸長

小学生退校ノ節ハ、順次列ヲ整（ととの）へ、行歩ヲ正シ、威儀ヲ謹ミ候儀、風教ノ関渉スル所ニ候処、人力車、馬車往復ノミギリ、右歩行ヲ妨げ、往々ニ擾乱ニ及ビ候趣相イ聞コエ、ソレガタメ過失等コレアリ候テハ、別テ相イ済マザルコトニツキ、以来午後第三時退校

序列中ト見ウケ候節ハ、暫時（ざんじ）相イヒカへ、通り過ギ候力或イハ急速相イ待チガタキ用向キコレアル節ハ片寄り、妨ゲ相イ成ラザル様通行致スベキ旨、右営業ノ者ドモヘキツト申シ聞カスベシ。ナオ向後心得違イノ所行コレアルニオイテハ営業差シ止メ候儀モコ

レアルベキニツキ、コノ旨洩ラサザル様相イ違スベキコト。  
明治七年五月四日  
山梨県権令 藤村紫朗

前書御達シノ趣、回達ニ及ビ候間、迅速ニ御願達回尾ヨリ御返却コレ有リタク候也。  
五月八日  
八区 区長印  
花咲村ヨリ  
小篠村マデ  
村々

正副戸長御中

学制が公布された当初から、すでに今日に見るような登下校の際、児童への注意と指導が用意されていたのである。もっとも、一般に乗馬が許可されるようになったのが明治四年である。

自今平民乗馬差シ免（ゆる）サレ候事。  
辛未四月 太政官

乗馬が交通の妨害となりはじめ、社会問題となってきたのが明治五年ごろである。

平民乗馬差シ免（ゆる）サレ候以来、追々乗馬ノ者多ク、中ニハ前後ノ見計イモナクミダリニ駆ケ過ギ、往来ノ妨ゲハモチ論、自然過失モ出来

（シュツタイ）致スベキニ付向後家込み又ハ人立ノ中乗り切り候儀ハ心致間敷ク候。  
壬申三月

乗馬、馬車、人力車の往来は、近代化の波を人々が肌で感じた活気そのものであったといえる。めまぐるしさと騒音が不協和音をかもしだしていたとしても、人々は気にかげなかつたのではなからうか。

こうした乗馬や馬車に代わって、現代の自動車、オートバイ等のきけんは、当時の比ではないにしても、児童生徒を最優先する教育のあり方が政治姿勢として強く打ち出されている点に注目できる。

九、【休業日】

学校の休業日も明治以来のことであることが次の資料でわかる。

乙第三十九号

各学校従来一・六ノ日ヲ以テ休業候処、スベテ一周日曜日ニ改定相イ成リ候段、文部省ヨリ報告コレアリ候条、管下区々学校ニオイテモ来タル四月ヨリ日曜日ヲモツテ休業イタスベキ旨相イ心得ベキ事。右ノ趣キ各学校訓

導ヘソレゾレ通達致スベキ事。  
明治七年三月廿七日  
権令藤村紫朗代理  
山梨県参事富岡敬明

つまり当初は、一と六のつく日が休業日だったわけである。それが西欧流に日曜日が休業と決められたのである。しかしそれもすんなり決定したものではないことが次の指令をみてわかる。

乙第五十四号

各区 区長

各学校 訓導

各学校生徒休業ノ儀日曜日ヲ以テ休業致スベキ段、先般相イ達シ候処セングノ次第コレアリ。来タル五月一日ヨリ従前ノ通り一・六ノ日相イ用イ申スベキ事。  
山梨県権令 藤村紫朗

徹底しないための混乱から旧に戻して收拾をはかったと思われる。次は長期休業の例である。

大暑中各学校生徒日課

時間モ減縮候ニ付キ、当分試験ノタメ出張ノ儀相イ休ミ候。コノ段各学区取締ヘ通達ニ及ブベク候事。  
明治七年七月十八日  
山梨県 学務掛

いよいよ現行の夏季休業の原型が出現する。

各学校行  
各区

学 校

来タル七月二十日ヨリ八月二十日マデ、大暑中三十日間生徒休業ノ時間左ノ通り相イ定ムベキ事。但シ氣候清涼ノ地ハ適宜（てきぎ）タルベク候事。  
一、午前第六時昇校、同九時退校ノ事。  
甲戌七月十七日  
山梨県 学務掛

甲戌（こうじゅつ）は明治七年（一八七四）である。つまり、大暑であつても完全な休業ではなかつたのである。学制が施行されて日の浅い時期であつてみれば、暑い寒いを云つていては、生徒の学力を保証できないものと判断したからであろうか。

ちなみに、本校の「沿革誌」によつて休業の様子をみると、明治三十七年六月十三日より二十二年まで十日間、「養蚕多忙ニツキ臨時休業」の記述がみえ、明治四十五年「八月休業中」の文字が現れるが、いつ頃からか夏季休業が実施されたか

は明らかではない。「県史」によれば、明治九年六月十九日「山梨県学則」が制定され布達された。その中の第四章「小学校則」第二十五条「年中休業左ノ如シ」として、休業日を明記している。

四月号へつづく

提供者募集

大月市の写真や以前の風景が写った写真を持っている方を探しています。もし持っている方で、写真を貸して下さる方がいましたら下記の電話番号までお知らせ下さい。ご協力宜しくお願い致します。

住まいる新聞編集部  
TEL: 0554-22-2500